

◇鳥取県地方独立行政法人法施行条例の新設について

1 条例の新設理由

地方独立行政法人法（以下「法」という。）の規定に基づき、鳥取県が設立する地方独立行政法人の業務の実績に関する評価等の事務を行う地方独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）の組織、処分等について知事の認可が必要となる重要な財産その他法の施行に関し必要な事項を定める。

2 条例の概要

(1) 委員会について、次のとおり定める。

ア 所掌事務	<p>委員会は、次の事務をつかさどる。</p> <p>(ア) 地方独立行政法人の業務の実績に関する評価に関すること。</p> <p>(イ) その他法によりその権限に属させられた事項を処理すること。</p>
イ 組織	<p>(ア) 委員会の設置</p> <p>委員会は、地方独立行政法人を所管する知事の事務部局（以下「所管部局」という。）において、地方独立行政法人ごとに設置する。</p> <p>(イ) 委員数</p> <p>委員会は、委員5人以内で組織する。</p> <p>(ウ) 委員の任命</p> <p>委員は、地方独立行政法人の運営に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。</p> <p>(エ) 委員の任期</p> <p>委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>委員は、再任されることができる。</p>
ウ 委員長	<p>委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。</p>
エ 臨時委員	<p>(ア) 臨時委員の設置</p> <p>委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができ、当該特別の事項に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。</p> <p>(イ) 臨時委員の解任</p> <p>臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。</p>
オ 会議	<p>(ア) 会議の招集</p> <p>委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。</p> <p>(イ) 会議の開催</p> <p>委員会は、在任委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> <p>(ウ) 会議の議事決定</p> <p>会議の議事は、在任委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。</p>
カ 秘密保持義務	<p>委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p>
キ 委員会の庶務	<p>所管部局の機関において処理する。</p>
ク その他	<p>アからキまでの他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。</p>

(2) 処分等について知事の認可が必要となる重要な財産を次のとおり定める。

ア 予定価格7,000万円以上の不動産（土地は、その面積が1件2万平方メートル以上のものに限る。）

- イ 予定価格 7,000 万円以上の動産
 - ウ 不動産の信託の受益権
- (3) 施行期日は、公布の日とする。

◇精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 38 条の 2 第 3 項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例の新設について

1 条例の新設理由

- (1) 精神病院に入院中の者の処遇の改善を図るため、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部が改正され、知事は、条例で定めるところにより、改善命令を受ける等一定の要件に該当する精神病院の管理者（以下「改善命令管理者」という。）に対し、任意入院者の症状等について報告を求めることができることとされた。
- (2) (1)に伴い、改善命令管理者が知事に報告しなければならない時期を定める等必要な事項を定める。

2 条例の概要

- (1) 改善命令管理者は、任意入院者の症状その他厚生労働省令で定める事項について、所在地を所管する保健所長を経由して知事（知事の権限が委任されている場合にあつては、当該委任を受けた福祉保健部長）に報告しなければならない。
- (2) (1)の報告は、精神病院の管理者が改善命令管理者に該当することとなった日の属する月の翌月を初月とする同月以後の 12 月ごとの各月に行わなければならない。
- (3) その他必要な事項を定める。
- (4) 施行期日は、公布の日とする。